

## 転倒防止器具の性能証明

### ■ 概要

一般財団法人建材試験センターでは、家具等の転倒を防止するための器具について、転倒防止性能を証明する事業を実施しております。

この事業をご活用いただくことにより、証明を取得された製造者の方が製品の供給先並びに製品の利用者の方々に対して、耐震対策製品としての効果を示すことができ、安全対策として自己宣言等に用いることが可能になります。

※この証明制度における転倒防止器具の性能評価基準は、東京消防庁が平成18年3月に公表した「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果」に基づいて当センターにて制定したものです。

この性能証明では、次の事項について審査し、「証明書」を交付します。

- ① 器具の転倒防止性能（3次元振動台を用いた地震波による加震試験による）
- ② 資材の供給安定性（製品の品質管理体制など）
- ③ 器具使用時の品質確保性（取扱い説明、保守点検など）

※ 器具の転倒防止性能は、当センターが指定する条件下にて実施した試験結果である必要があります。

### ■ 証明の結果

転倒防止性能は、以下の分類にて評価いたします。

#### ☆☆☆（3スター）

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6強相当の強い地震動に対して、試験体の揺れを最小限に抑え、転倒を防止することが可能である。

#### ☆☆（2スター）

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6弱程度までは対応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動に対して試験体が大きく振動または移動することがある。転倒しない場合においても、収納物が落下する危険性が考えられる。

#### ☆（1スター）

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6弱程度までは対応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動になると、固定する効果が低くなり、試験体が転倒する危険性が高い傾向にある。

## ■ 申請の流れ

### ① ガイダンス・事前打合せ

当センター担当者と、申請内容について打合せさせていただきます。

### ② 申請書類提出

事前打合せの結果に基づき、建築材料等性能証明申請書、証明申請図書を作成・提出させていただきます。

### ③ 提出書類の確認・試験の実施

提出いただいた書類に基づき、当センター担当者より内容確認を行います。  
また、確認結果に基づき、転倒防止性能の試験を実施させていただきます。

### ④ 申請受付

試験結果並びに提出書類の内容が整い次第、申請を受理します。

### ⑤ 審査

申請内容が「転倒防止器具性能試験・評価基準」に適合することについて書面審査します。なお、製造工場が ISO9001 を取得していない場合、品質管理の実施状況について立ち入り調査を行います。

### ⑥ 証明書発行

審査の結果、基準に適合すると判断されたものについて、「証明書」を発行します。証明の有効期間は、証明の日より3年間です。

証明を受けた製品については、当センター機関誌「建材試験情報」並びに当センターホームページに概要（会社名、商品名、証明番号等）を掲載します。

## ■ 費用

証明に要する費用（税込）は以下のとおりです。

基本料金 : 22 万円/1 申請      ただし、試験費用別途。

工場調査費 : 11 万円/1 工場    + 交通費（当センター規程による）

## ■ お問い合わせ先

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課  
〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5-21-20  
TEL : 048-935-9001    FAX : 048-931-8324